

瀬戸市農業委員会定例会議事録

1 開催日時 令和7年10月24日(金) 午後2時から午後2時30分

2 開催場所 瀬戸市役所大会議室

3 出席委員

農業委員

1番	伊藤 憲昭	
2番	井上 俊英	
3番	小澤 早由里	
4番	加藤 卓夫	
5番	作石 正太郎	
6番	高島 八十三	
7番	武田 晴光	欠
8番	長江 和春	
9番	中村 征実	
10番	藤井 義廣	
11番	矢野 洋三	欠
12番	横道 厚子	欠

農地利用最適化推進委員

1番	磯村 幸成	
2番	江尻 雅之	
3番	大澤 憲男	
4番	加藤 晴次	
5番	藤田 茂夫	
6番	前田 晴美	
7番	松原 清	
8番	山田 泰司	欠

(出席 16 欠席 4)

4 議事日程

議題

第47号議案	農地法第5条の規定による許可申請について	1 件
第48号議案	農地法第5条の規定による許可申請について	1 件
第49号議案	農用地利用集積等促進計画の変更について	1 件

報告事項

報告第32号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書について	1 件
報告第33号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について	3 件
報告第34号	現況証明願出書について	1 件

議長

ただ今より瀬戸市農業委員会10月定例会を開会いたします。
本日の議題は、配布してあります議案書のとおりでございます。
なお、農業委員の

7番 武田 晴光（たけだ はるみつ）委員、

11番 矢野 洋三（やの ようぞう）委員、

12番 横道 厚子（よこみち あつこ）委員、

推進委員の

8番 山田 泰司（やまだ ひろし）委員、

より、欠席の連絡が入っております。

議長

続きまして、本日の議事録署名委員の指名を行います。慣例により議長が指名することになっておりますが、これにご異議ございませんか。

（異議なしの声、多数あり）

議長

ご異議なしと認めます。よって、本日の議事録署名委員は、

3番 小澤 早由里（おざわ さゆり）委員、

4番 加藤 卓夫（かとう たくお）委員を指名いたします。

（第47号議案）

議長

続きまして、「第47号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

申請地は、登記地目が「畑」、現況地目が「畑」の1筆で、面積は3,270㎡です。転用目的は、太陽光発電施設用地です。

立地基準は、市街地介在農地のため、第3種農地に該当します。

申請地の周辺の現況は、東が山林、その他が道路に面しています。

近隣農地への防除については、太陽光パネルの周囲にフェンスを設置するため、近隣農地への支障はありません。

排水は、雨水のみであり自然浸透と南側の既存水路へ排水します。

以上の点から、本申請は、立地基準及び一般基準を満たし、地区担当委員さんから適当とのご報告をいただいているため、許可相当であると考えます。第４７号議案につきましては以上です。

議長

事務局の説明は終わりました。第４７号議案について、ご質疑はございませんか。

(なし)

議長

特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長

特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。第４７号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第４７号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(第４８号議案)

議長

続きまして、「第４８号議案 農地法第５条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

申請地は、登記地目が「畑」、現況地目が「山林」の３筆で、合計面積は1,233 ㎡です。転用目的は、資材置場で一体利用地としての合計面積は8,625.36

m²です。

立地基準は、市街地介在農地のため、第3種農地に該当します。

申請地の周辺の現況は、東が宅地及び道路、南が雑種地、その他が同事業者の資材置場に面しています。

排水は、南側の既存調整池へ勾配を設けて排水します。

以上の点から、本申請は、立地基準及び一般基準を満たし、地区担当委員さんからも適当とのご報告をいただいているため、許可相当であると考えます。第48号議案につきましては以上です。

議長 事務局の説明は終わりました。第48号議案について、ご質疑はございませんか。

藤井委員 調整池は図面のどの部分ですか。

事務局 (場所を説明)

藤井委員 既存の調整池ですか。

事務局 既存と今回申請部分の両方です。

藤井委員 今後面積を広げるなら、今回申請分の調整池の詳細を図面に記載した方がいいのではないですか。最近は時間雨量がすごいので、調整池の大きさが妥当か業者に確認をしてもらった方がよいと思います。

事務局 本件は第一工期（土砂採掘）と第二工期（資材置場）に分かれており、ご指摘の調整池部分は第二工期になります。資材置場への転用前に土砂採掘するため、当面は土砂採掘そのものが調整池の役目を果たします。第二工期で調整池を工事した際の雨量計算については未確認のため、確認しておきます。

藤井委員	申請が出てきた段階で第二工期までを見越した雨量の確認が必要だと思います。
事務局	ご指摘のとおりですので、確認しておきます。
高島委員	申請地は現況地目が山林ですが、実際の利用状況はどうなっていたのですか。
事務局	実際はすでに農地転用されており、始末書が添付されています。
高島委員	すでに農地転用されているとのことですが、藤井委員が指摘された雨量計算については大丈夫ですか。
事務局	既存の調整池があるので現状は大丈夫ですが、今後面積を広げて調整池も広げる際の雨量計算については未確認のため、確認しておきます。
藤井委員	今は問題がなくても、問題が起きてからでは遅いので確認をお願いします。
事務局	確認しておきます。
議長	特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。 （意見なし）
議長	特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。 第４８号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、第４８号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(第４９号議案)

議長 続きまして、「第４９号議案 農用地利用集積等促進計画の変更について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 本件は、農地の利用権を設定するため、貸手(かして)及び借手(かりて)の双方から農用地利用集積等促進計画が提出されましたが、地域計画の区域外であることから、本農業委員会から愛知県農業振興基金へ農用地利用集積等促進計画を定めるべきとして要請するものです。なお、瀬戸市からは当該計画について「意見なし」と聞いております。

番号１の農地は、新規の利用権設定です。借手は農業委員の面談により営農に問題なしと判断しており、利用権設定することに支障はありません。

なお、愛知県農業振興基金を通じて貸付けるもので、面積等は記載のとおりです。

また、地区担当委員さん、推進委員さんからも適当とのご報告をいただいておりますので、農用地利用集積等促進計画につきましては、遊休農地予防の観点からも承認できるものと考えられます。

第４９号議案につきましては以上です。

議長 事務局の説明は終わりました。第４９号議案について、ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

議長 特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございま

	せんでしょうか。 (意見なし)
議長	特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。 第４９号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。 (異議なしの声、多数あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、第４９号議案は原案のとおり承認することに決しました。
議長	(報告事項) 続きまして報告事項に移ります。一括して事務局から説明をお願いします。
事務局	報告第３２号、３３号 農地法第４条第１項第７号の届出については１件、農地法第５条第１項第６号の届出については３件ありました。面積等は記載のとおりです。 報告第３４号 現況証明願出書については１件ありました。詳細は記載のとおりです。 報告事項につきましては以上です。
議長	事務局の説明は終わりました。報告事項について、ご質疑等はございませんか。
長江委員	農地転用届出の現地確認の際、場所がはっきりわからない場所があったのでわかりやすい地図を添付していただきたい。
事務局	承知しました。

藤井委員	担当地区の農地転用届出で一体利用地を含めると1,000㎡を超える申請がありました。市街化区域とはいえ、農業委員会が簡単に認めてしまつてよいのでしょうか。
事務局	農地法では市街化区域は許可ではなく届出なので不許可とすることができません。
事務局	それは承知していますが、行政として関係課と連携を図っているのか、面積を勘案して受付をしているかということです。業者には厳しく指導していないと何でもありになってしまうと思います。 あと、工事開始時期が令和8年2月1日と記載してありますが、すでに着工していますがどうということですか。
事務局	本来であれば、始末書案件なので、こちらについても都市計画課に確認します。
藤井委員	地元の住民が困ることになるので受付時にきちんと確認して、必要があれば都市計画課や維持管理課と連携しながら対応をしてください。
事務局	承知しました。
議長	特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。 (意見なし)
議長	本日付議されました案件は全て議了いたしました。 これにて、瀬戸市農業委員会10月定例会を閉会いたします。

事務局

ありがとうございました。